

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
……略……	……略……	……略……	……略……
災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,100円</u> 災害時	災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>18,900円</u> 災害時
	出勤1回につき、3時間までは <u>22,800円</u> 。ただし、3時間を超えて執 務した場合は、1時間を超えるごとに <u>7,550円</u> を加算した額		出勤1回につき、3時間までは <u>22,600円</u> 。ただし、3時間を超えて執 務した場合は、1時間を超えるごとに <u>7,530円</u> を加算した額
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。